

兵庫県公報

平成19年5月1日 火曜日 第1871号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○平成19年度毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ふ化業者の登録（畜産課）	3
○基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○基本測量が終了した旨の通知（同）	4
○公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○同 上（同）	5
○公有水面の埋立免許の変更許可（港湾課）	6
○西播磨高原都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	6

公 告

○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	7
---------------------------------	---

監査委員公告

○住民監査請求に係る監査の結果	7
-----------------	---

公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施	15
------------------	----

正 誤

○平成19年4月6日付け兵庫県公報第1864号中	16
--------------------------	----

告 示

兵庫県告示第536号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成19年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 試験日時
平成19年8月21日（火） 午後2時から午後4時まで
- 2 試験場所
神戸市西区学園西町8-2-1
兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス
- 3 試験科目
(1) 筆記試験
ア 毒物及び劇物に関する法規

- イ 基礎化学
ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 4 試験区分
一般
農業用品目
特定品目（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）
- 5 受験手続
- (1) 提出書類
- ア 受験願書
兵庫県健康生活部健康局業務課、各健康福祉事務所、及び社団法人兵庫県薬剤師会（本部、神戸支部、姫路支部、尼崎支部及び西宮支部）において配布する。
なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒〔定形外角型3号（日本工業規格B5用紙が折れ曲がらないもの）に140円分の郵便切手を貼付し、あて先を明記したもの〕を添えて兵庫県健康生活部健康局業務課に申し込むこと。
- イ 写真
出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4.5センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを、受験願書に貼付すること。
- (2) 受付期間
平成19年6月4日（月）から同月15日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。
郵送による場合は、簡易書留によることとし、平成19年6月15日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (3) 提出先
- ア 兵庫県内に住所を有する者は、住所地为管轄する健康福祉事務所。ただし、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市に住所を有する者は、当該市に所在する社団法人兵庫県薬剤師会本部若しくは支部又は兵庫県健康生活部健康局業務課
- イ 兵庫県外に住所を有する者は、兵庫県健康生活部健康局業務課
- ウ やむを得ず郵送による場合は、簡易書留で兵庫県健康生活部健康局業務課（郵便番号650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）まで
- (4) 手数料
10,500円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼付し、消印しないこと。
ただし、願書受付後、手数料は返還しない。
- 6 受験票の送付
受験願書を受理したときは、受験票を兵庫県健康生活部健康局業務課から本人あて送付する。
- 7 合格者の発表
平成19年9月20日（木）午前10時に兵庫県健康生活部健康局業務課及び各健康福祉事務所に受験番号を掲示して行うほか、直接合格者に通知する。
なお、電話による可否の問い合わせには応じない。
- 8 試験についての問い合わせ先
- (1) 兵庫県健康生活部健康局業務課
電話（078）341-7711（内線3314）
- (2) 各健康福祉事務所

~~~~~

兵庫県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

北中土地改良区

退任役員

| 役員区分 | 氏名    | 住所             |
|------|-------|----------------|
| 理事   | 安井 隆昌 | 丹波市柏原町北中243番地  |
| 同    | 本庄 善七 | 同 市柏原町北中290番地  |
| 同    | 西野 喜春 | 同 市柏原町北中308番地  |
| 同    | 山本 智一 | 同 市柏原町下小倉210番地 |
| 同    | 西野 章  | 同 市柏原町北中221番地  |
| 監事   | 大西 正  | 同 市柏原町北中242番地  |
| 同    | 大西 重治 | 同 市柏原町北中250番地  |

就任役員

| 役員区分 | 氏名    | 住所                 |
|------|-------|--------------------|
| 理事   | 安井 隆昌 | 丹波市柏原町北中243番地      |
| 同    | 西野 章  | 同 市柏原町北中221番地      |
| 同    | 前川 範夫 | 同 市柏原町北中531番地      |
| 同    | 安井 保  | 同 市柏原町北中312番地      |
| 同    | 吉竹 正裕 | 同 市柏原町下小倉484・485番地 |
| 監事   | 大西 重治 | 同 市柏原町北中250番地      |
| 同    | 上杉 益生 | 同 市柏原町北中283番地      |

兵庫県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日      |
|----------|------------|
| 青垣土地改良区  | 平成19年4月17日 |

兵庫県告示第539号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者として次のとおり登録した。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| 登録番号   | 登録年月日      | 名称及び住所                      | ふ化場の名称及びその所在地                  |
|--------|------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 19兵第1号 | 平成19年4月19日 | 株式会社 兵庫ハイチック<br>加西市福住町414番地 | 株式会社 兵庫ハイチック<br>姫路市山田町南山田105番地 |

兵庫県告示第540号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1(1) 作業種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）

## (2) 作業期間

平成19年4月9日から平成20年3月24日まで

## (3) 作業地域

兵庫県内全域

## 2(1) 作業種類

基本測量（基準点測量）

## (2) 作業期間

平成19年6月1日から平成20年3月18日まで

## (3) 作業地域

姫路市、豊岡市、養父市、朝来市、宍粟市、神崎郡神河町、美方郡香美町及び美方郡新温泉町

## 兵庫県告示第 541 号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1(1) 作業種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）

## (2) 作業期間

平成18年4月20日から平成19年3月23日まで

## (3) 作業地域

兵庫県全域

## 兵庫県告示第 542 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 作業種類

公共測量（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項地図作成）

## 2 作業期間

平成18年7月4日から平成19年3月31日まで

## 3 作業地域

神戸市北区鈴蘭台北町5丁目から9丁目まで及びその周辺地域

## 兵庫県告示第 543 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 作業種類

公共測量（土地区画整理事業）

## 2 作業期間

平成19年1月20日から同年3月31日まで

## 3 作業地域

尼崎市内

兵庫県告示第544号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、龍野市堂本天神農住組合長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（土地区画整理、出来形確認測量）
- 2 作業期間  
平成18年7月18日から平成19年3月31日まで
- 3 作業地域  
たつの市龍野町堂本天神地内

兵庫県告示第545号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市天神土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級・3級・4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成19年1月4日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
三田市天神地区

兵庫県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年5月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年5月1日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                 |    |                 |              |    |
|--------------|---------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>姫路環状線  | 姫路市御立中7丁目1000番1から<br>同市御立中7丁目1000番1まで | 旧  | 6.0から<br>8.0まで  | 48.0         |    |
|              |                                       | 新  | 6.0から<br>10.0まで | 48.0         |    |

兵庫県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年5月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年5月1日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧

に供する。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                             |    |                  |              |    |
|--------------|-----------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>志筑郡家線  | 淡路市竹谷字大谷505番3から<br>同市竹谷字北谷581番3まで | 旧  | 7.0から<br>8.0まで   | 55.0         |    |
|              |                                   | 新  | 12.0から<br>14.0まで | 55.0         |    |

兵庫県告示第548号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、平成元年2月3日付け兵庫県指令港第20号の11で免許した次の公有水面埋立てについて、平成19年4月17日変更許可を行った。

平成19年5月1日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請者の所在地、名称及び代表者  
所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
名称 兵庫県  
代表者 住所 神戸市中央区山本通4丁目23番15号  
氏名 兵庫県知事 井戸敏三
- 2 埋立区域の位置及び面積  
位置 姫路市飾磨区中島字宝来3067番2地先公有水面  
面積 147,279.00平方メートル
- 3 埋立地の用途
  - (1) 変更前  
緑地、港湾関連用地及び危険物取扱施設用地
  - (2) 変更後  
緑地、港湾関連用地

兵庫県告示第549号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
播磨高原広域事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西播磨高原都市計画公園事業  
6.5.201号 木戸口公園
- 3 事業施行期間  
平成19年5月1日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
赤穂郡上郡町光都3丁目地内
  - (2) 使用の部分

赤穂郡上郡町光都3丁目地内

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町東南字羽子田383番2、385番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
揖保郡太子町東保517番地の3  
泰成建設株式会社 代表取締役 中村昭則
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成18年11月29日  
兵庫県指令西播（建）第1-11号（18太子）

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成19年4月20日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成19年5月1日

兵庫県監査委員

天宅陸行  
久保敏彦  
中村雅宥  
山本敏信

## 住民監査請求に係る監査の結果について

## 第1 監査の請求

## 1 請求の受付

平成19年2月19日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、別記の2人から提出された。

## 2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面にに基づき、本件措置請求の旨を、おおむね次のとおりと解した。

## (1) 請求の要旨

## ア 請求理由

県議会は、各常任委員会の管内視察を年に4回、それぞれ1泊2日の日程で行っており、1日目の日程は、おおむね午後5時頃に終わり、翌朝の集合は午前9時になっている。

午後5時頃に1日目の視察が終われば、宿泊市に居住する議員が帰宅することは十分可能であり、翌朝も9時出発であることから、宿泊しなければならない合理的理由はない。

現に、管内視察の宿泊地が居住地の近くの場合、帰宅する議員が少なからずいる。

夕食時に議員同士で懇談するために、あえて宿泊しているものと考えられるが、議員の懇談に公務性はなく、居住市に宿泊する公益性はない。

知事が行ったこれらの宿泊料の支出は、必要性のないものであり、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」との趣旨に反した違法、不当な支出である。

## イ 求める措置の内容

現議員の任期中に行われた管内視察において、議員が居住市に宿泊したときに支払われた宿泊料386,400円を、知事の責任において、支給を受けた議員にすべて返還させるよう勧告することを求める。

| 年度     | 宿泊料      | 対象議員数       |
|--------|----------|-------------|
| 平成15年度 | 33,000円  | 2議員         |
| 平成16年度 | 47,900円  | 3議員         |
| 平成17年度 | 170,300円 | 11議員        |
| 平成18年度 | 135,200円 | 10議員        |
| 計      | 386,400円 | 26議員(実16議員) |

## (2) 事実を証する書面

本件措置請求の要旨に係る事実を証する書面として、請求の対象とする各議員に関する次の文書が提出された。

ア 議員の居住地、管内調査日、常任委員会名、調査地域、宿泊地、宿泊施設名及び宿泊料の一覧表

イ 旅費概算精算請求書兼計算書

ウ 各常任委員会管内調査日程

エ 議員の住居又は事務所の地図（ただし、平成16年度、平成17年度及び平成18年度について、各1議員分を除く。）



オ 議員の住居又は事務所から宿泊施設までの所要時間、距離及びタクシー概算料金を記した地図（ただし、平成18年度の1議員分を除く。）

### 3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成19年2月19日（請求書提出日）付けで受理した。

## 第2 証拠の提出及び陳述

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成19年3月19日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、新たな証拠として提出されたものはなかったが、請求人のうち1人から、おおむね次のとおり陳述があった。

#### (1) 議員の居住市内宿泊について

ア 地方公共団体の資金や財産は、納税者から信託されたものであり、公正かつ効率的に管理・運用して、納税者の期待に応える義務がある。自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあり、さらに、地方財政法第4条第1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と具体化、明言しており、貴重な税金で賄われている公費の無駄遣いに歯止めがかけられている。

イ 今回の件は、新聞報道によると、条例に基づき適正に支払われているということである。議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年条例第55号。以下「費用弁償条例」という。）第3条第8項により準用された職員等の旅費に関する条例（昭和35年条例第44号。以下「旅費条例」という。）が適用されると思われるが、旅費条例第24条（在勤地内旅行の旅費）を見ると、同条第4号に「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合においては、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料」とされている。

まず、その公務上の必要であるが、管内視察を終え、宿舎に入ってから公務上必要と思われる会議等が行われているということは聞いたことはなく、十分自宅に帰ることができる時間帯を設定している。だとしたら、議員同士で夕食を食べながら懇談することに公務上の必要性があるものなのか。そのような司法的判断も聞いたことはない。翌朝も十分集合できる時間帯を設定している。自宅から宿泊地まで、たった500メートルしか離れていないケースもあった。どこに、公務上の必要性を認める根拠があるのか、説明していただきたい。

次に、天災その他やむを得ない事情であるが、どこにもそんな天災や事情はない。

ウ 以上により、条例に基づき適正に支払われていると言うが、合理的理由は見当たらないし、費用弁償条例や旅費条例ではない別の条例に基づいているとしたら、示していただきたい。また、その合理的理由を説明していただきたい。

さらに、条例のあるなしにかかわらず、一部の議員は宿泊せずに自宅に帰っている。この条例の中身に疑問を持っているため、すなわち、あまりにも市民感覚からかけ離れた、どう考えても合理的理由が見当たらないため、宿泊しないものと思われる。

財政がひっ迫するなか、自ら襟を正し、改善をしなければならない議員が、いつまでこんな時代に逆行した甘えた行動をとるのか、まずかいより始めよではないのか。こんな実態を放置するならば、市民の県政に対する関心はますます薄れ、ますます議会の存在性はなくなっていく。議員の仕事ぶりの是非を問う前にその前提条件である議員の資質、条例の中身が

問われている。

- (2) 平成15年度分から平成17年度分までの請求について、支出の日から1年を経過した正当な理由について

居住市が宿泊地になった場合に、宿泊していることは、普通の市民にとっては想像すらできず、宿泊料が議員に支給されていることは当然ないだろうと思っていた。情報公開請求した結果、実際あることが分かった。自治法第236条で金銭債権の消滅時効が5年間あるので、あえて今期分の4年間の請求を行った。

## 2 議会事務局の陳述の要旨

平成19年3月19日、議会事務局の陳述を実施したところ（自治法第242条第7項）、おおむね次のとおり陳述があった。

- (1) 常任委員会の管内調査について

### ア 現状及び実施の根拠

本県議会においては、各行政分野を専門的に所管する常任委員会ごとに閉会中の継続調査事件に係る委員会を原則として毎月開催し、1年間でその所管事務をほぼ網羅する形で施策全般にわたる充実した調査を実施している。

また、管内調査は、これらの継続調査事件に係る現地調査を目的としている。

この常任委員会の管内調査は、自治法及び兵庫県議会会議規則（昭和36年議会告示第1号。以下「会議規則」という。）に基づく委員派遣であり、正当な根拠と適正な手続により実施されている。

本県議会における常任委員会活動は、閉会中の委員会、管内調査等を通じて充実した調査を特徴としており、その積極的な調査活動は、開催回数及び内容のいずれにおいても、他府県議会に誇り得るものである。

### イ 常任委員会の管内調査の必要性

知事等執行機関に対する監視機能の発揮が求められる県議会にあって、各行政分野を専門的に所管する常任委員会に期待される役割は大変に大きなものがある。加えて、議会機能のさらなる充実に向けた一連の自治法改正により、委員会としての議案提出権が新たに認められ、委員会が有する政策提言機能の一層の発揮が強く求められており、常任委員会による広範かつ積極的な調査活動の必要性は極めて高い。

また、県民局等の地方機関における事務執行や主要施設の活動状況、さらには民間における先導的な事例を実地に調査し、現場の生の声を聞く管内調査の重要性はますます高まっている。

常任委員会の管内調査は、議会活動のさらなる活性化に取り組む本県議会における調査活動の重要な柱であり、常任委員会の本来的な機能を遺憾なく発揮する上で欠かすことのできない必須の公務である。

### ウ 調査日程及び宿泊の合理性

本県は、広大な県土と、それに伴う多彩な地域特性を有している。そのため、常任委員会の管内調査を計画するに際しては、道路等交通網の状況などを踏まえた合理的な日程作成に留意しており、県下を四つの地域に分け、1台のバスに全委員が乗車しながら一団となって移動している。また、県下10カ所の県民局を初め、可能な限り多くの施設等を調査するため、効率的な時間配分にも意を用いており、委員の集合に要する時間や調査地間の移動時間を可能な限り少なくし、実際の調査時間を充実させるため、1泊2日の行程での団体行動を原則としている。

さらに、個々の調査日程の作成については、おおむね調査実施の2ヵ月前に開催される委

員会において、委員長から案を示した上で、委員全員の合意によって決定している。

つまり、常任委員会の公務としての重要な調査活動と位置づけられる管内調査は、委員全員が一団となり、調査全行程にわたって団体行動をとることを基本的な前提として実施するものであり、宿泊地が地元であるかどうかにかかわらず、1泊2日の調査期間中は委員全員による集中的な調査活動を優先し、全行程に参加し、調査に専念することが必要である。

(2) 費用弁償支給事務について

ア 居住市町での宿泊料の費用弁償の根拠

議員が居住市町で宿泊した場合の宿泊料については、費用弁償条例第3条第8項の規定により、旅費条例の規定が適用され、知事相当額の範囲内での実費額が支給されることになる。

イ 費用弁償支給の実際

常任委員会の管内調査に対する費用弁償については、会議規則第74条に規定する議長の承認した派遣承認要求書に基づく旅費請求により、支給されている。

なお、議員は、1泊2日の調査の間、常任委員会として、すなわち公務として行動していることから、全員で行動することが基本であり、個人的都合により行程を外れた場合は、そのための費用弁償の支給は行われない。

(3) 本件監査請求に対する意見

ア 正当な根拠と手続に基づく委員会調査の実施と費用弁償

常任委員会の管内調査は、議会における委員会開催と同様の重要な公務として、正当な根拠と適正な手続を経て、合理的・効率的に実施されているものである。

これらの管内調査に係る費用弁償については、条例等に基づく適正な手続を経て正当に支給されているものであり、何ら違法、不当な支出とはいえない。

イ 委員会活動としての管内調査の実施

常任委員会の管内調査は、県議会の裁量に基づき、必要性について十分に吟味を行った上で、計画的・効率的に実施されているものであり、まさに、常任委員会として行動しているものであって、集団行動が原則であることから、請求人の主張するように自由に離脱すべきものではなく、居住市町の議員のみが宿泊せず帰宅すべきであるという合理的な理由はない。

実際、議員が調査を離脱する際には、委員長の了解を求めているし、外泊する場合も同様であり、宿泊しない議員も、自宅に帰りたいから宿泊しないのではなく、議員として対応しなければならない別の用務があるから宿泊しないのである。

すなわち、1泊2日の行程全体が公務活動であり、これから離脱したり、宿泊しなかったりする場合は、これに伴う費用弁償は行われないのである。

ウ 1泊2日で管内調査を行うメリット等

請求人は、行程表から、宿泊場所到着の夕方17時から出発の朝9時までの間は、何も調査していないと主張しているようであるが、現場での質疑や調査が予定より長引くことや道路交通事情もあって、いつも17時までに調査が終わるものではない。また、宿泊場所においては、急な予定変更が生じた場合の日程調整や、翌日の調査の進め方等の打合せも必要で、何もしていない時間ではない。

また、議員の活動は多岐にわたっており、そのための雑務に追われるのではなく、議会の構成員として最優先すべき委員会活動に専念できることや、調査に関して、会派の分け隔てなく充実した意見交換ができることも、大きなメリットになっている。

エ 議員が居住市町において宿泊する理由

各議員に共通する意識としては、居住地域を問わず、議会として決定した1泊2日の調査日程に基づく公務であるから宿泊しているのである。請求人は居住市町で宿泊する議員を問題視して、夕食時に議員同士で懇談するために、あえて宿泊しているものと推測できると主張しているが、居住市町の議員であれば、当該地域の施策や事業を実際に調査した直後に、その地域課題について会派を超えて他の地域の議員に説明して意見交換できる絶好の機会であることから、夕食を共にしたり、宿泊している面もあるのが実情であり、請求人の主張は一方的で的外れである。

また、宿泊しない議員であっても、都合のつく限り自費で夕食を共にすることも少なくないことからすると、議員同士で懇談をするために宿泊しているとの請求人の主張は、その点からも事実と反している。

#### (4) 結論

以上のとおり、本県議会の常任委員会の管内調査は、委員会の行動として1泊2日の行程で団体行動を前提に実施しているものであり、その全行程は公務として旅行しているものであるから、宿泊地の市町に居住する議員が宿泊した場合の宿泊料の支出について、違法、不当とする請求人の主張は失当である。

このように、居住市町に宿泊した議員に支給された宿泊料は、違法又は不当な支出ではなく、支給を受けた議員は、返還する理由はないものとする。

### 第3 監査の対象

#### 1 監査の対象とした事項

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、平成18年度の常任委員会の管内調査に係る議員10人の宿泊料135,200円の支出を、監査の対象事項とした。

#### 2 監査の対象としなかった事項及びその理由

##### (1) 監査の対象としなかった事項

平成15年度から平成17年度までの、延べ16人の議員の宿泊料251,200円の支出については、監査の対象事項としなかった。

##### (2) 監査の対象としなかった理由

ア 住民監査請求は、正当な理由のある場合を除き、支出等のあった日から1年を超えては行いうることができないものとされている（自治法第242条第2項）。

この1年の期間の計算については、概算払により支出され、精算が行われる場合については、概算払の日から起算することと解されている（平成7年2月21日最高裁第3小法廷判決参照）。

また、正当な理由については、当該行為が秘密裡になされていた場合又は住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができなかった場合に、知ることができたときから「相当な期間」内に監査請求をしたときに認められるものとされている（昭和63年4月22日最高裁第2小法廷判決及び平成14年9月12日最高裁第1小法廷判決参照）。

イ 本件請求に係る宿泊料については、いずれも事前に概算払で支出され、事後に精算されている。このうち、平成17年度に係るもので最も遅いものは平成18年2月8日に概算払されており、同様に平成15年度から平成17年度までの宿泊料の支出のすべては、いずれも概算払の日から1年を経過している。

ウ また、正当な理由の有無については、本件管内調査はいずれも委員会ごとに日程などが公表され、これら情報から、相当の調査を行えば、参加者や行程なども容易に知ることが可能であったことから、請求人が述べるように、相当の注意力をもって調査しても客観的に知り得なかったものと認めることはできないので、自治法第242条第2項に規定する、正当な理由に該当しない。

#### 第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述、議会事務局の陳述、平成19年3月8日に議会事務局に対して実施した実地調査により認定した事実及びそれに対する判断について述べる。

##### 1 認定した事実

###### (1) 宿泊料の支給基準

議員が常任委員会の委員（以下「委員」という。）として宿泊を伴う管内調査を行った場合、費用弁償として、宿泊料を含む旅費を支給することとされている（費用弁償条例第3条第1項及び第2項）。

また、宿泊料については、居住地の区域内に宿泊する場合、知事相当額の定額を限度として、宿泊に要した実費額を支給することとされている（費用弁償条例第3条第8項により準用される旅費条例第24条第4号）。

###### (2) 概算払及び精算決定の状況

宿泊料の概算払及び精算決定の状況については、次のとおりである。

ア 平成18年7月4日の総務常任委員会及び健康生活常任委員会 同月3日に概算払、同月31日に条例定額どおり精算決定

イ 平成18年7月25日の産業労働常任委員会 同月24日に概算払、8月31日に実費により精算決定

ウ 平成18年8月29日の総務常任委員会 同月28日に概算払、9月25日に実費により精算決定

エ 平成18年11月1日の健康生活常任委員会 10月31日に概算払、11月22日に実費により精算決定

オ 平成18年11月7日の建設常任委員会 同月6日に概算払、12月13日に実費により精算決定  
なお、これらの宿泊料の金額については、いずれも費用弁償条例第3条の規定にのっとった金額となっている。

###### (3) 管内調査

管内調査は、県議会閉会中の継続調査事件に係る現地調査を目的として、各会期末に閉会中の継続調査の議決を経た上、議長の承認を得て実施される県議会の公務であって（自治法第109条第9項、会議規則第74条及び第75条、常任委員会運営要領3(2)並びに派遣承認要求書）、本件管内調査は次のとおり実施されている。

ア 本件管内調査については、事前に、各常任委員会委員長から議長に対して、行程表を付して派遣申請がなされ、議長の承認を得て実施されている。

イ 県土が広域であること、7つの常任委員会が調査を実施すること、調査を受ける機関の事

務の都合などを勘案し、県下を4地区に分けて、各常任委員会間で日程を調整し、それぞれ1泊2日の行程で集中的に行われている。

ウ 調査日程の全体を通じて、委員全員が団体で行動する方法により実施されており、調査地又は宿泊地が、委員の居住地となる場合にあっては、団体として行動し、宿泊することが原則とされている。

エ 管内調査に一部分のみ参加すること、又は、何らかの都合により宿泊をしない場合は、個別に常任委員会委員長に申し出て、承認を受けることが慣例となっており、現に、欠席又は行程の一部の不参加については、常任委員会委員長に対する申出と承認が行われている。

## 2 判断

### (1) 管内調査と個々の委員の関係について

上記1(3)のとおり管内調査は、常任委員会として実施されるものであり、個々の委員が、それぞれ独自に調査活動をするのではなく、所属の委員がそろって調査を行う態勢を確保することで常任委員会としての活動が担保されるのであるから、その行動もあくまで団体として行われることが前提とされているものと考えられる。

また、管内調査の成果が、より効果的・効率的なものとなるよう、調査内容はもとより、調査対象の状況、所属委員の事情、行程管理の便宜、交通手段その他の社会事情や経済性などを含め、様々な事情を勘案して、管内調査の方法と各委員の行動についての選択及び決定が行われるべきものである。すなわち、この管内調査の方法と各委員の行動の具体的な内容の選択及び決定に際しては、個々の状況に応じて、議会及び各常任委員会が判断していくべきものと考えられる。

このような判断は、そもそも、議会が議決機関としての機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有していることにあり、本件管内調査についても、基本的には、議会及び各常任委員会のこのような自律的な裁量に基づくものと考えられる。

### (2) 宿泊を伴う管内調査について

本件管内調査は、当初から宿泊を伴うものとして計画され、その際に各委員に対して団体行動を前提とした行動が求められている。これは、全行程において各委員が管内調査に専念できるようにするとともに、効率的に時間を配分し、集中的な調査活動を行うことにより、調査を充実させるためであると考えられる。

したがって、各常任委員会が、本件管内調査を委員のすべてについて宿泊を伴い、管内調査の全行程を通じて団体で行動する方法により実施したことは、当該調査を効果的・効率的に行うためのものであると考えられ、これを否定する客観的な事由はないことから、議会及び各常任委員会によって定められた、本件管内調査の遂行方法が合理性を欠くと断じることはできない。

なお、このことについては、管内調査における宿泊地が委員の居住地の市町の区域内となる場合においても、変わることはない認められる。

### (3) 本件管内調査に係る費用弁償の支出について

管内調査に係る費用弁償については、議長の承認のもと、派遣承認要求書による旅費請求により支給されるが、本件管内調査の決定については、上記(1)及び(2)で述べたとおり、議会及び各常任委員会の自律的な裁量に濫用があったものとは認められないところ、その決定に基づいて、会議規則第74条の規定により議長の承認を得て委員を派遣したことに対して、本件管内調査に係る費用弁償がなされたものと認められる。

したがって、事前に決定した日程と方法に従い、居住地の市町の区域にある宿泊施設で宿泊

を共にした委員について、その行動を、職務の遂行に要するものと判断し、費用弁償条例の準用する旅費条例の規定に基づき、宿泊料の条例上の定額を限度とする実費の額を支払った本件措置請求に係る財務会計行為を、違法又は不当なものとは判断することはできない。

(別記)

| 住所         | 氏名    |
|------------|-------|
| 尼崎市建家町46番地 | 中村 正俊 |
| 尼崎市汐町6番地   | 梅澤 康弘 |

### 公安委員会告示

#### 兵庫県公安委員会告示第106号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年5月1日

兵庫県公安委員会  
委員長 小倉 修 悟

#### 1 講習に係る警備業務の区分等

##### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

##### (2) 実施日

平成19年6月5日（火）から同月8日（金）までの4日間

##### (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階会議室

##### (4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査（14問35分）を実施する。

#### 2 受講定員

80人

#### 3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者（既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、1号業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等（規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。）の交付を受けている者を含む。）

#### 4 受付期間等

(1) 受付は、平成19年5月7日（月）から同月18日（金）までとする。

(2) 受験申込みの受付は、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

#### 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

#### 6 申込時の提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

(2) 旧資格者証の写し

#### 7 受講手数料

23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

#### 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
 社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
 電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会  
 電話 (078) 252-0166

## 正 誤

○平成19年4月6日付け（兵庫県公報第1864号）

兵庫県告示第427号（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の指定）中

| (ページ) | (行)  | (誤)       | (正)          |
|-------|------|-----------|--------------|
| 1     | 下から6 | 洲本市広石北847 | 洲本市五色町広石北847 |